

## 資料一覧

- 1 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要領(抄)
- 2 リーフレット「建設現場での熱中症を防ごう」(作成:建設業労働災害防止協会)
- 3 リーフレット「自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事に携わる  
建設事業者の皆様へ」(作成:建設業労働災害防止協会)
- 4 パンフレット「建災防のご案内」(作成:建設業労働災害防止協会 宮城県支部)

# 抄

## 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和7年2月28日制定

### 1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者1,195人、うち死亡者は30人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業216件、製造業227件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

### 2 期間

令和7年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和7年4月を準備期間とし、令和7年7月を重点取組期間とする。

### 3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

(1) 準備期間中

暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10の（1）のア）

作業計画の策定等（10の（1）のイ）

緊急時の対応の事前確認等（10の（1）のク）

（2）キャンペーン期間中

暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10の（2）のア及びイ）

作業環境管理（10の（2）のウ）

作業管理（10の（2）のエ）

健康管理（10の（2）のオ）

異常時の措置（10の（2）のキ）

（3）重点取組期間中

作業環境管理（10の（3）のア）

作業管理（10の（3）のイ）

異常時の措置（10の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表1）を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに

留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

#### エ 休憩場所の確保の検討

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効なため作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

#### オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表2）の必要性を考慮する。

#### カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表3及び別紙表4に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている「熱中症予防スイッチ・オン その行動、その習慣が、いのちを守る 自分でできる7つのこと」等の動画コンテンツ、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

#### キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1)から(3)までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2)のクに掲げる業務について教育を行う。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

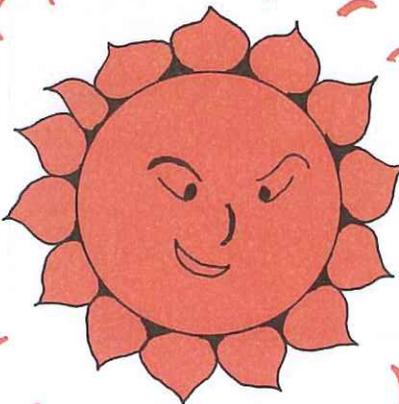
事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	30分
(2)	熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暑さ指数 (WBGT) (意味、WBGT 基準値に基づく評価)</li> <li>・ 作業環境管理 (暑さ指数 (WBGT) の低減、休憩場所の整備等)</li> <li>・ 作業管理 (作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等)</li> <li>・ 健康管理 (健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等)</li> <li>・ 労働衛生教育 (労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法)</li> <li>・ 熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡網の作成及び周知</li> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育 (雇入れ時又は新規入場時)

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暑さ指数 (WBGT) の意味</li> <li>・ 現場での熱中症予防活動 (暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等)</li> </ul>
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>

# 建設工事現場での 熱中症を 防ごう



気温の高い夏期には熱中症が集中して発生しています。特に建設業では、屋外作業が多いことから、熱中症による死亡災害が全産業の半数以上を占めています。

熱中症を防ぐためには、関係者が熱中症予防に対する十分な認識を持つことが必要です。



# ① 熱中症とは

熱中症とは、高温の環境下で体温調節や循環機能などの働きに障害が起こる病気で、症状などにより次のように分類されます。

熱射病 (日射病)	熱中症の中では致命率が高く、緊急の治療を要する。突然意識障害に陥ることが多い。 発病前にめまい、悪心、頭痛、耳なり、イライラなどがみられ、嘔吐や下痢を伴う場合もある。 体温調節機構の失調、体温又は脳温の上昇を伴う中枢神経障害が原因と考えられている。
熱けいれん	四肢や腹部の筋肉の痛みを伴い、発作的にけいれんを起こす。 作業終了時の入浴中や睡眠中に起こる場合もある。 大量の発汗による塩分喪失に対し、塩分を補給しなかったことにより起こる。
熱虚脱	全身倦怠、脱力感、めまいがみられる。 意識混濁し、倒れることもある。 高温暴露が継続し、心拍増加が一定限度を超えた場合に起こる。
熱疲労	初期には、激しい口渇、尿量の減少がみられる。 めまい、四肢の感覚異常、歩行困難がみられ、失神することもある。 大量の発汗で血液が濃縮することによる心臓の負担増大や血流分布の異常により起こる。

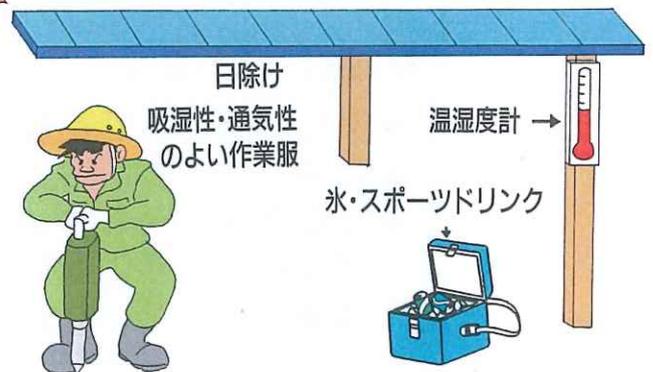


## ②熱中症を防ぐには

建設工事現場において、直射日光により高温環境となる作業場所では、熱中症を予防するため次の事項を守ってください。

### (1)作業環境の面から

- ・日除けや通風をよくするための設備を設置し、作業中は適宜散水する。
- ・スポーツドリンクを置くなど水分、塩分の補給が容易にできるようにする。
- ・身体を適度に冷すことのできる氷、冷たいおしぼりなどの物品及びシャワーなどの設備を備え付ける。
- ・作業中の温湿度の変化がわかるように、 温度計、湿度計等を設置する。
- ・日陰や冷房室など涼しい休憩場所を確保する。

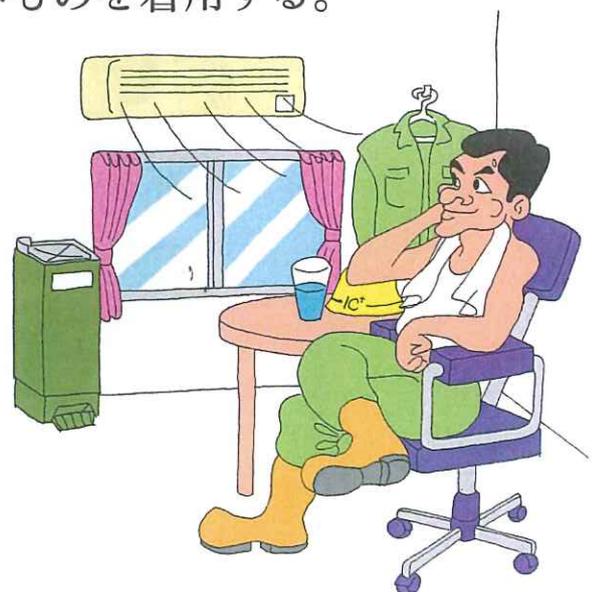


### (2)作業の面から

- ・十分な休憩時間や作業休止時間を確保する。
- ・作業服は吸湿性、通気性の良いものを着用する。

### (3)健康の面から

- ・健康診断結果などにより、適切な健康管理と適正配置を行う。
- ・作業開始前はもちろん、作業中も巡視などにより作業者の健康状態を確認する。
- ・安全施工サイクル活動等で熱中症の予防について話し合う。





専門家による**現場パトロール**、**安全衛生教育**などの

いずれも  
**無料**

# 安全衛生活動を お手伝いします!!



## 1 対象となる事業者

自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事を施工される建設事業者の皆様

## 2 事業内容

### 現場パトロール

(現場指導)

#### 安全衛生の専門家によるアドバイス

安全衛生の専門家(安全コンサルタントなど)がチェックシートを用いて現場をパトロールし、より安全な作業方法などをアドバイスします。



### 安全衛生教育

#### 基礎的教育

(90分程度)

#### 管理監督者向け教育

(120分程度)



安全衛生の専門家が対象となる方の職種や立場に応じて、安全衛生教育を行います。

## 3 実施方法など

### ① 実施方法

訪問により実施します。安全衛生教育を希望する際、事業場、現場等に会場がない場合は、ご相談ください。

### ② その他

ご要望に応じて「事業実施証明書」を発行いたします。安全衛生情報の提供なども行います。



事業詳細は各自然災害関連工事安全衛生支援センターまたは本部復旧・復興工事安全衛生対策支援センターまで



建設業労働災害防止協会(事業部 復旧・復興工事安全衛生対策支援センター)

各自然災害関連工事安全衛生支援センター(建災防各都道府県支部)

事業案内  
WEBページ



# 復旧・復興工事安全衛生確保対策支援サイト 特設ページのご案内



復旧・復興、防災・減災工事などで  
安全に作業を行うための資料などが、  
**無料**で閲覧・ダウンロードできます。



最新情報  
トピックスなど

安全に作業を  
行うための  
注意事項・動画



令和6年  
能登半島地震

復旧・復興工事  
安全衛生確保対策支援サイト

いますぐ  
アクセス



左のバーコードまたは  
下記の検索キーワード  
にてアクセスしてください

建災防 自然災害 検索

## 新 教材のご紹介



復旧・復興工事で発生した  
災害事例集

典型的な災害事例50例を掲載  
(A4判・50ページ)

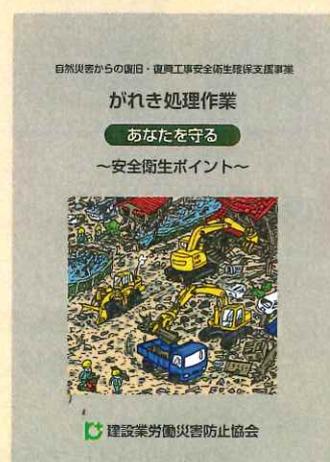
ベトナム語  
インドネシア語  
タガログ語  
版作成中



安全衛生の手引

～ワンポイント安全衛生教育用教材～

自然災害関連工事の特徴を踏まえ、  
労働災害防止の課題ごとに  
留意事項をまとめ掲載  
(A5判・17ページ)



がれき処理作業

あなたを守る～安全衛生ポイント～

がれき処理作業における災害防  
止留意事項のワンポイントを掲載  
(A6判・11ページ)